

第1 総論

○相続の承認と放棄の選択

▶POINT 民法上、相続財産を承継するかどうかの選択権が法定相続人に認められており、相続の承認としての単純承認と限定承認の制度、及び相続放棄の制度があります。これらの選択権の行使には期間制限があり、熟慮期間といわれています。

Q 相続の承認とは

A 相続の承認には、単純承認（民920・921）と限定承認（民922以下）とがあります。単純承認とは、責任を限定することなく、被相続人の権利義務を相続人に包括承継させる効果を確定させることです。また、限定承認とは、被相続人の積極財産の範囲で相続債務及び遺贈の弁済義務を負うとして責任を限定した上で、被相続人の権利義務を相続人に包括承継させる効果を確定させることです。

Q 相続の放棄とは

A 相続の放棄（民938以下）とは、相続開始時より相続人ではなかったものとして、相続人が遡及的に相続の権利義務を失うことです。

Q 承認や放棄をするに当たり行為能力を要するか

A 単純承認、限定承認及び相続放棄は、身分法上の行為ではありますが、財産の承継という財産法的側面も有するため、単純承認、限定承認及び相続放棄を行うためには行為能力が必要です。

Q 行為能力がない者についてはどうするか

A 未成年者の場合、親権者若しくは後見人の同意を得て行うか（未成年者に意思能力がある場合）、又は、親権者若しくは後見人が未成年者を代理して行う必要があります（民824・859）。なお、後見監督人が存在する場合には、後見監督人の同意

が必要です（民864）。

成年被後見人の場合、後見人が被後見人に代わって単純承認、限定承認及び相続放棄を行うこととなります（民8・859）。

被保佐人の場合、保佐人の同意を得て、単純承認、限定承認及び相続放棄を行うこととなります（民13①六）。

Q 利益相反となる場合は

A 親権者が未成年者を代理して単純承認、限定承認及び相続放棄を行うことは可能ですが、親権者及び未成年者の双方が相続人の場合、親権者が相続放棄をしないにもかかわらず未成年者の相続放棄をすることは、相続に関し親権者と未成年者との間で利益相反が生じるため、未成年者のために特別代理人を選任することを家庭裁判所へ請求しなければなりません（民826①）。同様に、親権者が複数の未成年者の親権を行う場合にも、未成年者間にて利益相反が生じるのであれば特別代理人を選任してもらう必要があります（民826②）。詳しくは後掲「第3 相続の放棄」をご参照ください。

また、後見人と被後見人との間に利益相反が生じる場合で後見監督人が存在しない場合にも、後見人は特別代理人を選任してもらう必要がありますし（民860）、保佐人と被保佐人との間に利益相反が生じる場合で保佐監督人が存在しない場合にも、保佐人は臨時保佐人を選任してもらう必要があります（民876の2③）。

Q 相続財産の一部について承認・放棄をすることができるか

A 単純承認が被相続人の権利義務を相続人に包括承継させる効果を確定させることであり（民920）、相続の放棄が相続開始時より相続人ではなかったものとして相続の権利義務をすべて失うことである以上は（民939）、相続財産の一部について単純承認若しくは相続放棄をすることはできません。また、限定承認では、相続債務及び遺贈の弁済責任が限定されるものの、被相続人の権利義務を相続人に包括承継することが前提とされているため（民922）、相続財産の一部について限定承認をするということではできません。

Q 承認・放棄について条件を付することができるか

A 単純承認は、被相続人の権利義務を包括承継させる効果を確定させるものであ

る以上、何らかの条件付きで単純承認することはできません(民920)。また、相続放棄をした場合、相続開始時より相続人ではなかったものと扱われることになるため、何らかの条件付きで相続放棄をすることはできません(民939)。なお、限定承認においては、被相続人の積極財産の範囲で相続債務を負うものとして責任を限定させることとなります(民922)。

Q 相続開始前に承認・放棄をすることができるか

A 「相続は、死亡によって開始する」(民882)とされており、被相続人が死亡しておらず相続が開始していない限り、被相続人の権利義務を包括承継することを前提とする単純承認及び限定承認を行うことはできません。

また、相続開始前に相続放棄をすることも無効とされています(東京高決昭54・1・24判タ380・158)。

Q 承認・放棄をするための方式は

A 単純承認には、承認の意思表示により承認する場合、若しくは、一定の法律行為や事実行為により承認したものとみなされる場合(民921)があるところ、その他に、特段の手続は要求されません。これに対し、限定承認及び放棄を行うには、家庭裁判所への申述等の一定の手続が要求されます(民924・938)。

Q 承認・放棄について期間制限があるか

A 相続人は、自己のために相続開始があったことを知った時から3か月以内に、単純承認、限定承認又は放棄をする必要があります(民915①)。なお、後掲「**Q**熟慮期間を延長することはできるか」にあるとおり、前記期間は、家庭裁判所における審判により伸長することが可能です(民915①ただし書)。

Q 熟慮期間の起算点は

A 単純承認、限定承認又は相続放棄のいずれかを選択するための熟慮期間の起算点は、民法915条1項において「自己のために相続の開始があったことを知った時」と規定されています。「自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続人が相続の開始によって自分が相続人となったことを知った時である

とされています（大決大15・8・3民集5・679）。ただし、相続財産が全く存在しないと信じたことを理由に限定承認又は相続放棄をしなかった場合であって、かつ、諸般の事情から相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情が存在し、相続人において相続財産が全く存在しないと信じるについて相当な理由がある場合には、熟慮期間は、相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時、又は通常これを認識できたであろう時から起算するものとされています（最判昭59・4・27判時1116・29）。詳しくは後掲「第3 相続の放棄」をご参照ください。

Q 相続人が数人いる場合の起算点は個別に発生するか

A 熟慮期間の起算点が「自己のために相続の開始があったことを知った時」（民915①）と規定されていることから相続人ごとに起算点が異なり得るため、同起算点が異なる場合には、熟慮期間が相続人ごとに進行します（最判昭51・7・1家月29・2・91）。

Q 相続人が承認・放棄をしないまま死亡した場合の起算点は

A 相続人が単純承認、限定承認又は相続放棄をしないまま死亡した場合、死亡した相続人の相続人において「自己のために相続の開始があったことを知った時」が熟慮期間の起算点となります（民916）。

Q 相続人が未成年者又は成年被後見人である場合の起算点は

A 相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、民法915条1項の熟慮期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から起算されます（民917）。民法917条は、民法915条1項の例外規定です。すなわち、未成年者、成年被後見人のために、法定代理人（親権者、成年後見人）が相続の承認・放棄を本人のために判断する場合、本人が相続の開始を知った時を起算点とすると、法定代理人にとって期間が短い場合もあります。そこで、法定代理人が十分な情報を得られるよう熟慮期間の起算点を法定代理人が本人のために相続の開始があったことを知った時からとしました（島津一郎＝松川正毅編『基本法コンメンタール 相続』111頁〔和田幹彦〕（日本評論社、第5版、平19））。

Q 熟慮期間を延長することはできるか

A 熟慮期間については、「利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる」ものとされています（民915①ただし書）。

▶相続の限定承認の期間の伸長の申立てに対する審理に際しては、「相続財産の構成の複雑性、所在地、相続人の海外や遠隔地所在などの状況のみならず、相続財産の積極、消極財産の存在、限定承認をするについての共同相続人全員の協議期間並びに財産目録の調整期間などを考慮して審理するを要するものと解するのが相当である」とされている（大阪高決昭50・6・25家月28・8・49）。

Q 相続人が承認・放棄をしないまま死亡した場合に、第二次相続人は第一次相続と第二次相続について自由に承認・放棄を選択できるか

A 第二次相続人は、第一次相続及び第二次相続の双方について、単純承認（民920）、限定承認（民922）又は相続放棄（民938・939）のいずれかを選択することになります。

ただし、第二次相続人において第二次相続を放棄した場合には、第一次相続に関する選択権を相続しなかったこととなりますので、第一次相続の単純承認又は限定承認をすることはできません。

これに対し、第二次相続人において第二次相続を放棄していない場合には、第一次相続につき放棄することができ、かつ、第一次相続につき放棄をしても、それによっては第二次相続につき承認又は放棄するのに何らの障害にならず、また、その後に第二次相続人が第二次相続を放棄しても、第二次相続人が先に再転相続人たる地位に基づいて第一次相続につきなした放棄の効力が遡って無効になることはないとした判例があります（最判昭63・6・21家月41・9・101）。

〔書式〕

○相続の承認・放棄の期間伸長審判申立書

相続の承認・放棄の期間伸長審判申立書

平成○年○月○日

○○家庭裁判所 御中

申立人手続代理人弁護士 丁川賢一 ㊟

(当事者の表示)

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
住 所 〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
申 立 人 甲 野 花 子 (昭和○年○月○日生)

〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
丁川法律事務所 (送達場所)
TEL ○○-○○○○-○○○○
FAX ○○-○○○○-○○○○

申立人手続代理人 弁護士 丁川賢一

(被相続人の表示)

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
最 後 の 住 所 〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
被 相 続 人 甲 野 太 郎 (平成○年○月○日死亡)

申立ての趣旨

申立人が被相続人甲野太郎の相続について承認又は放棄する期間を、平成○年○月○日まで3か月間伸長するとの審判を求める。

三五八

申立ての理由

- 1 申立人は被相続人の子である。申立人以外に相続人はいない。
- 2 被相続人は平成〇年〇月〇日死亡し、申立人は同日相続の開始を知った。
- 3 申立人は被相続人の財産について調査をしているが、被相続人は個人で内装工事業を営んでいたことから、多数の売掛金、買掛金がある。
- 4 そのため、財産の調査に日数がかかり、法定期間内に相続を承認するか放棄するかの決定をすることが困難な状況にある。
- 5 よって、この期間を3か月間延長していただきたく、この申立てに及んだ。

添付書類（略）

第5 ケース別 遺産分割協議書

文 例

現物分割の方法によって各種財産の帰属を定めた分割協議(1)

▶ C A S E 被相続人甲野太郎の遺産は、土地建物、借地権、現金、預貯金、株式、ゴルフ会員権、自動車である。相続人甲野一郎、甲野二郎は、財産の種類に応じてそれぞれ取得することとした。

遺産分割協議書

被相続人甲野太郎（平成〇年〇月〇日死亡、本籍地〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地）の遺産につき、本日、相続人全員で分割協議を行った結果、以下のとおり、遺産を分割した。❶

第1 相続人甲野一郎が取得する財産

1 土地

所 在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目
地 番 〇〇番〇
地 目 宅地
地 積 〇〇〇. 〇〇m²

2 建物

所 在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
家屋番号 〇番〇
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 〇〇. 〇〇m²
2階 〇〇. 〇〇m²

3 下記土地の借地権（賃貸人丙山一郎）❷

所 在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目

地 番 ○○番○
地 目 宅地
地 積 ○○○. ○○m²

第2 相続人甲野二郎が取得する財産

- 1 現金100万円（亡甲野太郎代表相続人甲野一郎名義の預金口座において保管中）**3**
- 2 預金
○○銀行○○支店の普通預金（口座番号○○○○○○○）**4**
- 3 貯金
通常貯金（記号番号○○○-○○○）**5**
- 4 株式**6**
○○電力株式会社 ○○○○株
- 5 ゴルフ会員権**7**
○○クラブ株式会社○○ゴルフクラブ 預託金会員制ゴルフクラブ会員権
（証書番号第○号）
- 6 自動車**8**
名義人甲野太郎
普通乗用自動車1台 車名「○○○○○」
登録番号 品川○○あ○○-○○ 車台番号 第○○○○○号

以上の遺産分割協議の合意を証するため、本書2通を作成し、各相続人が署名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成○年○月○日

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
氏名 甲 野 一 郎 ⑩
住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
氏名 甲 野 二 郎 ⑩

＜作成のポイント＞

- 1 現物分割は、個々の財産の形状や性質を変更することなく、分割するものです。遺産分割は、その性質上できる限り現物を相続人に受け継がせることが望ましいところから、現物分割は遺産分割の原則的方法です。現物分割には、①個々のものを2つ以上の部分に細分割し、その各部分を各相続人に取得させる場合と、②個々のものを細分割しないで各相続人に取得させる場合があります。本遺産分割協議書は、②の場合に当たります。
- 2 借地権の場合、土地を特定し、借地権であることを明記します。本ケースは賃貸人の氏名を掲げていますが、複数の借地権がある場合、それに応じて賃貸人の氏名、賃貸借契約書の契約日、契約期間などを掲げ、特定します。
- 3 現金の場合、所在を明確にします。通常、遺産分割協議の段階では相続人の誰かが何らかの方法で保管しています。「相続人甲野一郎が保管する現金100万円」などと特定してもよいでしょう。
- 4 預金の場合、具体的な口座を特定します。なお、具体的にいくら取得したかを明確にするために、「現在残高〇〇〇万円」とか、「相続開始時の残高〇〇〇万円」などと明記する場合があります。
- 5 貯金の場合、記号番号を明記します。
- 6 株式の場合、銘柄と株式数を明記します。
- 7 ゴルフ会員権の場合、ゴルフ場経営会社とゴルフクラブの名称、預託金会員制ゴルフクラブ会員権の場合、預託金会員権とし、証券番号を明記します。ところで、ゴルフ会員権の場合、まず、ゴルフクラブの会則などによって相続の対象となっているかどうかを確認する必要があります。会則上、会員の死亡を会員資格の喪失事由と定めている場合であっても相続を認める場合もありますので、遺産分割協議の前に確認すべきです。また、会則において、相続による名義書換えについて理事会の承認を条件としているゴルフクラブも少なくありません。この点も事前に確認します。
- 8 自動車の場合、まず、車検証で名義人を確認します。その他、登録番号等を明記して特定をします。

事例

相続させる遺言により遺産を取得すべき推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合の当該遺言の効力

▶ 要 旨 相続させる遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、遺言の効力を生じない。

(最判平23・2・22判時2108・52)

事案の概要

Aは、子であるBに対し、遺産全部を相続させる旨の遺言書を作成したが、Bが先に死亡した。次いでAが死亡し、X（Aの子）と亡Bの代襲相続人であるYらが法定相続人であるところ、XがYらに対し、Aの遺産たる本件不動産について共有持分権の確認を求めた。第一審は民法994条1項の適用はなく、また代襲相続の規定が準用されるとして請求を棄却したが、第二審はこれを取り消し、Xの請求を認容した。

裁判所の判断

被相続人の遺産の承継に関する遺言をする者は、一般に、各推定相続人との関係においては、その者と各推定相続人との身分関係及び生活関係、各推定相続人の現在及び将来の生活状況及び資産その他の経済力、特定の不動産その他の遺産についての特定の推定相続人の関わり合いの有無、程度等諸般の事情を考慮して遺言をするものである。このことは、遺産を特定の推定相続人に単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定し、当該遺産が遺言者の死亡の時に直ちに相続により当該推定相続人に承継される効力を有する「相続させる」旨の遺言がされる場合であっても異なるものではなく、このような「相続させる」旨の遺言をした遺言者は、通常、遺言時における特定の推定相続人に当該遺産を取得させる意思を有するにとどまるものと解される。

したがって、前記のような「相続させる」旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該「相続させる」旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、前記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはないと解するのが相当である。

コメント

民法994条1項は、「遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない」と規定しています。この規定が「相続させる」遺言にも適用されるとすれば、本件遺言は失効し、Xらは法定相続分に応じた共有持分権を有することとなります。しかし、仮に同条の適用がないとすれば、相続させる遺言による権利の取得につき、代襲相続人が権利を取得し得ることとなります。

この争点について、東京高裁平成18年6月29日判決(判時1949・34)は、「代襲相続は、被相続人が死亡する前に相続人に死亡や廃除・欠格といった代襲原因が発生した場合、相続における衡平の観点から相続人の有していた相続分と同じ割合の相続分を代襲相続人に取得させるのであり、代襲相続人が取得する相続分は相続人から承継して取得するものではなく、直接被相続人に対する代襲相続人の相続分として取得するものである。そうすると、相続人に対する遺産分割方法の指定による相続がされる場合においても、この指定により同相続人の相続の内容が定められたにすぎず、その相続は法定相続分による相続と性質が異なるものではなく、代襲相続人に相続させるとする規定が適用ないし準用されると解するのが相当である」「これと異なり、被相続人が遺贈をした時は、受遺者の死亡により遺贈の効力が失われるが(民法994条1項)、遺贈は、相続人のみならず第三者に対しても行うことができる財産処分であって、その性質から見て、とりわけ受遺者が相続人でない場合は、典型的に被相続人と受遺者との間の特別な関係を基礎とするものと解され、受遺者が被相続人よりも先に死亡したからといって、被相続人がその子に対しても遺贈する趣旨と解することができないものであるから、遺贈が効力を失うのであり、このようにすることが、被相続人の意思に合致するというべきであるし、相続における衡平を害することもないのである。他方、遺産分割方法の指定は相続であり、相続の法理に従い代襲相続を認めることこそが、代襲相続制度を定めた法の趣旨に沿うものであり、相続人間の衡平を損なうことなく、被相続人の意思にも合致することは、法定相続において代襲相続が行われることからして当然というべきである。遺産分割方法の指定がされた場合を遺贈に準じて扱うべきものではない」と判示しています。

本判決は、前掲東京高裁平成18年6月29日判決を退け、「当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り」との例外を設けながらも、相続させる遺言が失効することを認めたものであり、実務に与える影響は大きいといえます。

《参考判例》

- 「相続させる遺言」においても、代襲相続の規定が適用ないし準用され、遺贈に関する民法994条1項の適用はなく、遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合でも遺言の効力は失われなかった事例（東京高判平18・6・29判時1949・34）
- 「相続させる遺言」において、最高裁平成23年2月22日判決（判時2108・52）のいう「特段の事情」がないとして、遺言の効力が否定された事例（東京地判平23・9・8（平22（行ウ）216）、東京地判平24・11・8（平22（ワ）34852））